

老齢年金の受給手続きと注意点

～支給開始年齢や雇用保険にも目配りを～



社会保険労務士 1級ファイナンシャル・プランニング技能士 武田 祐介

《執筆者プロフィール》



武田 祐介(たけだ ゆうすけ)

社会保険労務士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士。慶応義塾大学経済学部卒。

出版社勤務を経て、2009年武田祐介社会保険労務士事務所開設。

株式会社きんざいFPセンター専任講師。

公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会理事。

※掲載記事とプロフィールは2012年9月現在の内容です。

厚生年金保険や国民年金などの公的年金は、受給できるようになったらからといって自動的に支給されるわけではなく、請求しなければ支給されません。年金が受給できる年齢が近づくと、日本年金機構から、請求のための書類（年金請求書）が送られてきます。必要な添付書類も多く、面倒に感じるかもしれませんが、必ず提出する必要があります。

受給できる年齢になる3カ月前に年金請求書が送られてきます

年金が受給できる年齢になる3カ月前に、日本年金機構から年金請求書が送付されてきます。会社員で厚生年金保険に加入していた人の年金の支給開始年齢は、生年月日によって表のように異なります。誕生日が昭和28年4月1日以前の男性の場合、60歳から支給されますので、60歳になる誕生日の3カ月前に書類が送られてきます。

なお、自営業者で厚生年金保険に加入したことがない場合は、年金の支給は原則として65歳からです。

年金を受給するために必要な加入期間が足りない場合などは、年金請求書ではなく、はがき形式の「年金に関するお知らせ」が送られてきます。

もし、何も送られてこない場合は、引っ越しなどにより、日本年金機構に登録されている住所が実際の住所と異なっていることなどが考えられます。近くの年金事務所に問い合わせることが必要です。

表 厚生年金保険加入者の老齢年金の支給開始年齢

生年月日		支給開始年齢
男性	女性	
昭和28年4月1日以前	昭和33年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～30年4月1日	昭和33年4月2日～35年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～32年4月1日	昭和35年4月2日～37年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～34年4月1日	昭和37年4月2日～39年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～36年4月1日	昭和39年4月2日～41年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以降	昭和41年4月2日以降	65歳

戸籍謄本や住民票の写しなど必要な添付書類を用意します

年金請求書に添付する書類は、配偶者の有無や雇用保険の給付を受けているかなどにより異なりますが、年金請求書にケースに応じて詳しく示されていますので必要なものを用意します。

一般的なケースでは、戸籍謄本、住民票の写し、配偶者の非課税証明書または課税証明書を市区町村の役所で交付を受けて添付します。戸籍謄本、住民票の写しは年金が受給できる年齢の誕生日を過ぎてから請求することに注意が必要です。年金請求書は3カ月前に送られてきますが、支給開始年齢に達する前に交付されたものは無効です。

市区町村によっては、年金請求用に戸籍謄本や住民票の写しを請求する場合は手数料が無料になることがあります。年金請求書を持参して、年金請求のために必要であると申し出れば無料になります。

記載事項を確認して必要事項を記入します

年金請求書には、これまでの年金の加入履歴があらかじめ印字されています。すでに「ねんきん定期便」でも確認しているかと思いますが、改めて漏れなどがいないか確認しましょう。

記入すべき項目もケースにより異なりますが、ケースに応じた記入方法が年金請求書に詳しく記載されています。もしわからないことがある場合は、「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)に電話をするか、近くの年金事務所に出向いて確認しましょう。

年金請求書を年金事務所に提出します

年金請求書は、年金が受給できる年齢の誕生日を迎えてから提出します。提出先は厚生年金保険に加入していた場合は、勤務先を管轄する年金事務所とされていますが、自宅近くの年金事務所や年金相談センターでも受け付けてくれます。自営業者などで厚生年金保険に加入していた期間がない場合は、市区町村の役所に提出します。

なお、厚生年金基金等に参加していた人は、別途、基金等にも請求する必要があります。基金の加入期間が短期間である場合や基金が解散している場合などは、年金の原資が企業年金連合会に移管されているので、企業年金連合会に請求します。企業年金連合会からも年金請求の書類は送付されますが、転居などにより、昔の住所が登録されているケースもままあります。その場合は書類を請求することになります。年金のもらい忘れがないように注意が必要です。

定年で退職して雇用保険の基本手当をもらう場合

60歳で定年退職し、雇用保険から基本手当（いわゆる失業手当）を受給する場合、60歳前半に支給される老齢厚生年金は支給されません。どちらか一方を選んで受け取ることになります。ほとんどの場合、雇用保険の基本手当の額のほうが年金よりも多くなります。

そこで、ハローワークにいて、雇用保険の給付の手続きをすることになりませんが、一方で年金の請求手続きもしておきます。その際、基本手当をもらっている（もらう予定である）ことを申告することになっていて、基本手当の給付を受けている間は年金は支給されず、基本手当の支給が終了した場合は、自動的に年金が支払われるようになります。

年金がもらえるようになっても働き続けている場合

年金が支給される年齢になっても、再雇用などで働き続け、厚生年金保険の被保険者になっている場合は、給与の額などによって、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。

一般的なケースでは、本来もらえる年金の月額と給与額の合計（正確には、年金の月額に、過去1年間の給与、ボーナスの総額を12で割った額をプラスした額）が28万円を超えると、支給停止の対象になります。たとえば、本来の年金月額が10万円で、給与が25万円であるとすると、年金が6万5000円に減額されます。

また、60歳以降、給与がそれまでの75%未満に下がると、雇用保険から高年齢雇用継続給付が最大で給与の額の15%支給されますが、この支給を受けると、やはり年金が多少減額されます。

いずれのケースも（かりに年金額全額支給停止となって当面は支給されなくても）、通常どおり年金請求の手続きをしておけば問題ありません。支給停止の対象になれば自動的に年金がカットされますし、かりに給与が下がって減額されないことになった場合や退職した場合は、年金額が再計算されて支給されます。高年齢雇用継続給付が受けられなくなった場合も、減額されていた年金額がもとに戻って支給されます。

[注] 60歳前半で老齢年金を受給している人は、65歳になったときに改めて年金請求書の提出が必要です。請求書は65歳の誕生日の前の月までに送られてきます。この請求書はハガキ1枚であり、手間はかかりません。

日本年金機構の「ねんきんダイヤル」：0570-05-1165

（自宅近くの年金事務所や年金相談センターの電話番号も教えてもらえます）